

令和5年12月5日

公 告

陸上自衛隊
八尾駐屯地業務隊長

大阪府八尾市空港1丁目81番地に所在する陸上自衛隊八尾駐屯地において、食堂（飲酒提供）の設置及び経営を行う業者を募集します。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 募集要領及び仕様書を遵守できること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置場所

陸上自衛隊八尾駐屯地 厚生センター（183.69㎡）

4 公告期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月19日（金）

5 募集要領及び仕様書の入手要領

以下のいずれかの方法による。

- (1) 陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページからダウンロード
掲載期間
令和5年12月15日（金）～令和6年1月19日（金）
- (2) 陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生センター内）にて直接入手
ア 期 間
令和5年12月15日（金）～令和5年12月21日（木）及び令和6年
1月11日（木）～令和6年1月19日（金）（ただし、土日・祝祭日を除く。）
イ 時 間
午前9時～午後4時

6 業者説明会

- (1) 日 時
令和6年1月22日（月）午後2時～午後4時
- (2) 場 所
陸上自衛隊八尾駐屯地 厚生センター1階

(3) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 参加を希望される業者の方は、令和6年1月19日（金）午後4時（ただし、土日・祝祭日は除く。）までに会社名、参加者氏名及び連絡先を次項第2号「問い合わせ先」まで御連絡下さい。（電話連絡可）

ウ 参加者は1業者2名以内です。

エ 当日は、募集要領、仕様書、印鑑（認印可）を持参して下さい。

7 その他

(1) 細部の内容は募集要領及び仕様書をご確認下さい。

(2) 問い合わせ先

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊厚生科厚生班（担当：奴田（ぬた））

〒581-0043 大阪府八尾市空港1丁目81番地

電話 072-949-5131（内線326）

FAX 072-949-5313（内線328）

「陸上自衛隊八尾駐屯地における食堂（飲酒提供）の
設置及び運営」

募集要領

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊

募集要領

1 概要

大阪府八尾市空港1丁目81番地に所在する陸上自衛隊八尾駐屯地において、職員の利便性を確保するため、食堂（飲酒提供）を設置及び運営する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地
大阪府八尾市空港1丁目81番地
- (2) 名称
陸上自衛隊八尾駐屯地

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置業種及び店舗数
食堂（飲酒提供） 1店舗
- (3) 設置場所
陸上自衛隊八尾駐屯地 厚生センター1階南東側

5 応募手続き等

(1) 業者説明会

現地確認及び企画提案書等の作成要領について説明会を実施する。

ア 日 時

令和6年1月22日（月）午後2時から午後4時

イ 場 所

陸上自衛隊八尾駐屯地 厚生センター1階

(2) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙第2） 7部

次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）

b 営業日及び営業時間（その他、臨時営業等の可否も含む）

c 清算方法（レジ（現金）、電子マネー、プリペイドカード等）

d 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

e 衛生管理方法（新型コロナウイルス感染症対策についても記載すること。）

f 省エネルギー・環境（ゴミ・廃棄物の処理）対策法及び油分離槽の清掃要領

g クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

h その他アピールポイント（w i f i 環境、ポイントカードの導入、自衛隊に対する協力、表彰等）

i 企画提案書付属書類

販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業規格A4）

(ウ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。

a 業務確約書（別紙第4）

b 戸籍抄本

法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とし、申請日から3カ月以内に発行されたもの。）

c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。（これらの内容が記載されたパンフレット等でも可）

d 財務諸表

(a) 個人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出したもの）所得税青色申告決算書、確定申告書

(b) 法人

直近の（申請日直前1年以内に確定したもの）貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（申請日から3カ月以内に発行されたもの。）
- f 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- g 印鑑証明書
- h 都道府県知事の発行した営業許可書の写し
- i 誓約書（別紙第5）
- j 役員名簿（別紙第6）

注：防衛省競争参加資格（全省統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c、d及びeに定める書類に代えることが出来る。

イ 提出先

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊厚生科厚生班
〒581-0043 大阪府八尾市空港1丁目81番地
電話072-949-5131（内線326）

ウ 提出期限

令和6年2月5日（月）午後5時必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出書類が提出期限までに到着しなかった場合
- イ 提出書類に不備がある場合
- ウ 提出書類の内容が、募集要領で規定する事項を満たさない場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- カ 過去又は現在、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料）及び光熱水料を滞納したことがある又はしている場合
- キ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

6 選考の方法

以下の方法による選考を実施して業者を決定する。

- (1) 提出された企画提案書に基づく書類選考
- (2) 面接

7 業者決定の通知方法

採用が決定した業者には、文書（郵送）及び電話により通知する。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

陸上自衛隊八尾駐屯地において、食堂（飲酒提供）の設置及び運営を行うことについて希望するので申請します。

なお、提出した書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

（申請を行う業種）

分類	業種	場所
委託食堂	食堂（飲酒提供）	厚生センター1階 南東側

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

会社名：

a	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
b	営業日及び営業時間（その他、臨時営業等の可否も含む）
c	清算方法（レジ（現金）、電子マネー、プリペイドカード等）
d	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
e	衛生管理方法（新型コロナウイルス感染症対策についても記載すること。）
f	省エネルギー・環境（ゴミ・廃棄物の処理）対策法及び油分離槽の清掃要領
g	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
h	その他アピールポイント （w i f i 環境、ポイントカードの導入、自衛隊に対する協力、表彰等）

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊八尾駐屯地における食堂（飲酒提供）の設置及び運営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。
 - ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日 住所又は所在地
氏名又は名称

印

「陸上自衛隊八尾駐屯地における食堂（飲酒提供）の
設置及び運営」

仕様書

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊

仕様書（その1）

1 業務件名

陸上自衛隊八尾駐屯地における食堂（飲酒提供）の設置及び運営

2 業務内容

食堂（飲酒提供）の設置及び運営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、食堂（飲酒提供）に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - イ 国において使用物件を必要するとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
（官側の許可を得ることを条件に許容）
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に食堂（飲酒提供）に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
国有財産使用料等の詳細については、次のとおり。

- (1) 国有財産使用料の単価（令和5年度実績）（参考価格）
日額：15円/m²（消費税込）
※光熱水料は、別途徴収する。
- (2) 令和6年度使用料
乙が算定し、令和5年度実績から変動の可能性があることを了承されたい。

(3) 納付期限

近畿中部防衛局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入するものとする。

7 設置期間

設置を許可された日から令和7年3月31日

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。（食堂（飲酒提供）の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。）

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において食堂（飲酒提供）を管理し、火災、盗難の予防について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(3) 丙は、従業員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。また、過去に加入していた者は業務に従事させてはならない。

11 衛生等の保持

(1) 丙は、丙の従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

- (2) 丙は、丙の従事者に対して検温による体調管理を実施するとともに、手洗い・手指消毒の徹底及び店舗の消毒等を政府の基本的対処方針に従い実施するとともに、感染症対策を徹底すること。
- (3) 丙は、甲及び乙の定める感染症対策の指示に従うこと。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下、「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲に申請し、甲の承認を得なければならない。この際、丙は、乙に対して納付済みの国有財産使用料の返還を請求することはできない。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規則に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (4) 食堂(飲酒提供)の設置及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。

- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について、利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、毎日、食堂（飲酒提供）の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。また、油分離槽の清掃についても責任を持って行うとともに、産業廃棄物の廃棄処分を適切に行い、環境の保全に努めること。
- (9) 丙は、食堂（飲酒提供）内を常時清潔に保つとともに、関係諸法令を遵守するために必要な従事者を2名以上（基準）配置すること。なお、従事者の雇用形態は問わない。
- (10) 丙は、従事者に定期的な健康診断及び検便を受けさせること。
- (11) 丙は、売上報告書（様式任意）を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに甲等に提出すること。
- (12) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を甲に提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項を確認するための書類（履歴書（写し））等、甲等の指示する書類を甲に提出しなければならない。
- (13) 本業務に関して協定書（覚書）で取り決めるとともに、本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

店舗の仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

17 貸付品

- (1) 貸付品の使用料は、別途指示する。
- (2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする。
- (3) 貸付品の返納後、丙が設置した場合には、退去の際に丙の負担により撤去するものとする。

18 その他の条件

- (1) 業務の全般において、甲等からの指示及び指導等に従うこと。指示等に従わず、本業務の委託を継続することが適当ではないと甲が判断し、本業務の解除又は中断の理由を明記した文書により甲から解除又は中断を求められた際は、直ちにこれに従わなければならない。
- (2) 災害等発生時における自衛隊の行動に際して、営業時間及び販売品目の変更等について、柔軟に協議に対応できること。

仕様書（その2）

- 1 募集業種
食堂(飲酒提供)
- 2 設置場所
厚生センター 1階南東側
- 3 国有財産使用許可面積
183.69㎡
※倉庫等共有スペースについては、別途協議する。
- 4 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
平日（春季、夏季及び年末年始休暇時除く。）別途協議可、及び駐屯地各種行事での営業（実施日別途連絡）
 - (2) 営業時間
午後6時から午後10時まで（基準）、別途協議可
- 5 販売品目
食事、飲酒の提供
- 6 その他の営業条件
国の行事、緊急時等は国が使用する。
- 7 既存食堂保有備品（原則撤去予定）
現場説明時に確認